

津波避難確保計画

1. 地震・津波発生時の対応

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

(1) 基本対応及びその流れ（児童生徒等が在校時の津波を想定）

地震は「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」（平成24年8月）
津波は「徳島県津波浸水想定」（平成24年10月）

緊急地震速報

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員、生徒に連絡する。

- ・教室等の出入り口の確保をする。
- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
生徒：頭部を保護する準備（ヘルメット、防災ずきん、座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度5弱を想定）

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」
- ・落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する生徒への対応には、十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し、大きな揺れがおさまったら、すぐに避難開始

STEP 1 生徒の安全確保

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。津波の恐れがあります。生徒の皆さんは先生の指示に従い、運動場に避難しなさい。」

第1波		最大波 (第〇波)	
20分	2m	30分	5m

一次避難場所 妙見山広場(休憩所前)
二次避難場所 校舎4階

津波発生

STEP 2 避難

- ・即座に、運動場に上履きのまま、集合。経路Ⅰ・Ⅱの指示を受け、妙見山に避難。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- ・教職員は落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- ・担任は、生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は、津波に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等（特に経路2でのつくし保育所園児）が避難してきたときは、一緒に避難誘導・避難支援をする。校舎に住民等が避難してきたときも同様。

STEP 3 避難後の生徒の安全確認

- ・生徒の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。
- ・津波は第1波が最大とは限らないので、第2波、第3波に備え避難を継続する。（情報収集する）

STEP 4 避難した後の学校の対応

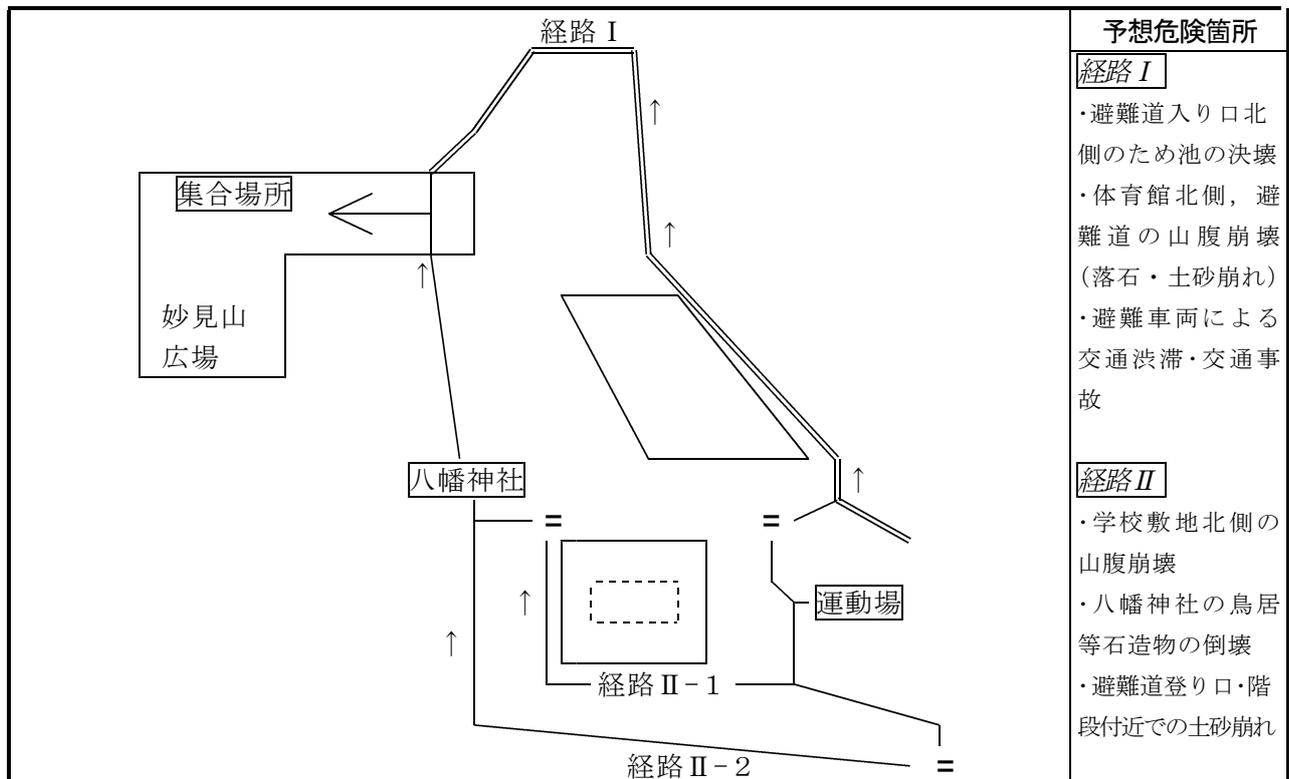
- ・大津波警報・津波警報が解除になるまでは、避難場所で待機する。
- ・（妙見山避難時）解除を確認してから、学校が使用できる場合は、学校へ移動
津波により使用できない場合、指定された避難場所へ移動
- ・緊急を要する生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・生徒の不安に対する対処
- ・警察、消防、医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と津波の危険性等、二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：生徒及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）
- ・上記に加え、校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合、避難所運営支援

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、市設置のスピーカー等）

- ①生徒の安否 「全員無事、（ ）へ避難し待機中」など
- ②大津波警報・津波警報が解除になるまで、生徒は待機させる。
- ③解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

(2)校外へ避難する場合の避難場所及び避難経路の確保



2. 避難所運営支援

(1) 避難所運営支援の基本的流れと期間

大災害が発生し、学校が被災・学校が地域の避難所となった場合

避難所運営支援

被災後	避難者が学校へ避難	(1) 避難所の開設
被災後	1日程度	(2) 避難所運営委員会の開催
被災後	2日～3日程度	(3) 避難所の運営
被災後	4日以降 (遅くとも4日～7日後)	(4) 避難所の運営を市町村、地域自主防災組織、避難者自治組織へ移行

応急的な避難所運営組織について（鳴門市危機管理課で検討中）

役職	氏名	所属	備考
本部長（1名）	校長		校長が学校災害対策本部長と兼務
副本部長（校内1名）	教頭		校長が本部長であれば教頭等
副本部長（地域代表）			自治会・自主防災会代表等
委員	各活動（支援）班長 各自治会代表		総務班は事務局を兼ねる

(2) 学校が避難所となった場合の収容場所と収容人数・禁止場所区域（想定）

収容場所	人数	立入禁止場所	理由
体育館 (但し裏山の土砂崩れ・落石等の恐れあり)	200名	校長室、職員室、保健室を含む管理棟	学校運営のため 個人情報管理のため
		1Fコンピュータ室	機器管理のため
各教室	20名程度		

(3) 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄されている品名

備蓄品名	数量	保管場所	使用期限	管理責任者	確認日
水 1ケース(2L×6)	14ケース	校舎3F	2022.6.7	市危機管理課	平成30.5.23
	14ケース	資料室	期限切れの水		
食料(ドライフーズ)	100g×50食 ×16箱	校舎3F 資料室	平成33.8	市危機管理課	平成30.5.22
寝具類	毛布10枚×19箱	校舎3F 資料室		市危機管理課	平成30.5.22
ブルーシート	6枚	保健室		市危機管理課	平成30.5.22

(4) 避難所運営支援のための役割分担(学校災害対策本部の避難所支援班)

(発災後初期段階において、避難所の運営を市町村と地域自主防災組織へ移行するまでの役割)

班名	担当者名	役割
総務班	班 長 校長 副班長 教頭	<ul style="list-style-type: none"> ・運営本部会議の事務局 ・取材への対応 ・地域との連携 ・問い合わせへの対応 ・各班の統括 ・その他
被災者管理班	班 長 指導教諭 副班長 事務長 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・名簿管理 ・郵便物・宅配物の取り次ぎ ・避難所記録
情報班	班 長 教諭 副班長 教諭 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所外情報収集 ・避難所外向け情報発信 ・避難所内向け情報発信
食料・物資班	班 長 教諭 副班長 教諭 教諭 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・食料・物資の調達・受入・管理・配給 ・炊き出し
施設管理班	班 長 教諭 副班長 教諭 教諭 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・危険箇所対応 ・防火防犯警備 ・その他居住・生活全般
保健・衛生班	班 長 養護教諭 副班長 教諭 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理, ゴミ, 風呂, トイレ, 掃除, ペット ・医療・介護活動 ・生活水の管理
ボランティア班	班 長 教諭 副班長 教諭 教諭	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアの受入・管理

避難所支援全般：教頭・事務長 学校再開準備班：教頭・指導教諭・学年主任

3. 学校教育活動の再開に向けての計画

(1) 確認事項・作業内容・協議事項

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
↓		
被災後3日程度	学校再開準備班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動
↓		○生徒及びその家族の安否確認 ○生徒の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災後5日程度	応急教育Ⅰの実施	○青空教室・心のケア等を実施し、生徒の心身の健康状態の回復・維持
↓		○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
		仮登校日の実施 ・登校可能な生徒の人数確認 ・生徒の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・生徒の学習に必要な教科書・学用品の確認
		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○生徒の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（生徒・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○生徒の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解
被災後7日程度	応急教育Ⅱの実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施
↓		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○スクールバスの運行再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、生徒の学力補充 ○被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災生徒への就学援助等
安定期	平常時の学校教育活動の再開	

(2) 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するための場所・内容・形態

① 応急教育Ⅰ

- 場所：校庭，特別教室等
- 内容：学習指導，運動，その他レクなど(ゲーム，遊び，お話等)
- 形態：避難所運営が市町村，地域自主防災組織，避難者自治組織主体の運営となったら，参加できる生徒を対象に，学年，組に関係なく実施する。

② 学校の被害を想定した，応急教育Ⅱの実施場所及び形態

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1 予 定 場 所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・生徒の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて，45分の短縮授業を実施する。
第2 予 定 場 所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：クラスの再編制にて，午前・午後の二部授業を実施する。
第3 予 定 場 所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・生徒の5～7割以上が登校	2カ所に分散して実施する。 場所：市教委から指定された場所 連絡先：電話番号 形態：クラスの再編制にて，午前1年・午後2年の二部授業を実施など弾力的に対応する。 場所：○○○○ 連絡先：電話番号 形態：クラスの再編制にて，3年は平常授業を実施する。